

議案第68号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

建築基準法の改正に伴い、建築物の容積率の特例認定の申請に係る手数料等を定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の28の項の次に次のように加える。

28の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき	28,000円	認定申請のとき。
--	-------------------	-------	---------	----------

別表第1の31の項の次に次のように加える。

31の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき	160,000円	許可申請のとき。
--	------------------	-------	----------	----------

別表第1の32の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表34の項の次に次のように加える。

34の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき	160,000円	許可申請のとき。
--	--------------------------	-------	----------	----------

別表第1の46の項及び47の2の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同表48の項中「1敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「1敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「(1敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同表48の2の項中「基づく1敷地内認定建築物又は1敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「基づく建築物の新築又は増築等」に、「1敷地内認定建築物又は1敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「(1敷地内認定建築物又は1敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第2条関係)

事務	名称及び額	徴収 時期	
都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 (平 成24 年法 律第 84号 第54	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定 申請 のとき。	
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表8の2の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額)を加えた額)		
	1 申請に併せて区		
	(1) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)	4,700円	
	(2) 共ア住	建築物の総戸数が1戸のもの	4,700円

条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲	同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この表において同）	戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下この表において同。）	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400円	
				建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000円	
				建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000円	
				建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000円	
				建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000円	
				建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000円	
				建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円	
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000円	
				イ 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円	

げる
基準
に適
合し
てい
るこ
とを
示す
書類
が提
出さ
れた
場合

共用 階段 その 他共 用部 分を い う。 以下 この 表に おい て同 じ。)	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の	126,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のも の	160,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超える もの	200,000円
ウ 非 住宅 の部 分 (住 戸の 部分 及び 共用 部分 以外 の部 分を い	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以内のもの	9,300円
	当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	16,000円
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	26,000円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	126,000円

		う。の	
		以下 この 表に おい て同 じ。)	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のも の 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超える もの
			160,000円
			200,000円
(3)	(1)	建築物の延べ面積が300平方メートル 及び 以内のもの	9,300円
	(2)	建築物の延べ面積が300平方メートル を超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メート ルを超え2,000平方メートル以内のも の	26,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メート ルを超え5,000平方メートル以内のも の	80,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メート ルを超え10,000平方メートル以内のも の	126,000円
		建築物の延べ面積が10,000平方メート ルを超え25,000平方メートル以内のも の	160,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メート ルを超えるもの	200,000円
2	1	(1) 一	
以外	戸建	誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等 を通しての熱の損失の防止に関する誘	21,000円

の場合	て住宅	導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合			
		誘導仕様基準以外による場合			35,000円
(2) 共同住宅等	ア 住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	21,000円	
			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000円	
			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	56,000円	
			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	80,000円	
			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	120,000円	
			建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000円	
			建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000円	
			建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000円	
			建築物の総戸数が301戸以上のもの	390,000円	
			誘導仕様基準	建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円			
	建築物の総戸数が6戸以	97,000円			

	準 以 外 に よ る 場 合	上10戸以下のもの	
		建築物の総戸数が11戸以	137,000円
		上25戸以下のもの	
		建築物の総戸数が26戸以	197,000円
		上50戸以下のもの	
		建築物の総戸数が51戸以	283,000円
		上100戸以下のもの	
		建築物の総戸数が101戸以	385,000円
		上200戸以下のもの	
		建築物の総戸数が201戸以	508,000円
		上300戸以下のもの	
		建築物の総戸数が301戸以	600,000円
		上のもの	
イ 共 用部 分	分	当該部分の床面積の合計が300	109,000円
		平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が300	138,000円
		平方メートルを超え1,000平方	
		メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が	180,000円
		1,000平方メートルを超え	
		2,000平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が	280,000円
		2,000平方メートルを超え	
		5,000平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が	359,000円
		5,000平方メートルを超え	
		10,000平方メートル以内のも	
		の	

	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のも の	429,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超える もの	500,000円
ウ 非 住宅 の部 分	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以内のもの	242,000円
	当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	300,000円
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	384,000円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	546,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の	670,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のも の	789,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超える	900,000円

		もの	
	(3) (1) 及び	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	242,000円
	(2)以外	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円
	建築物	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	546,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	670,000円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	789,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律第55	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表8の2の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれ	変更認定申請のとき。

条第 1項 の規 定に 基づ く低 炭素 建築 物新 築等 計画 の変更 の認定 の申請 に対する 審査	る場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の 5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額)を加えた額)				
	1 申	(1) 一戸建て住宅		3,300円	
	請に 併せ て適 合性 確認 機関 が作 成し た都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律第 54条 第1 項各 号に 掲げ る基 準に 適合	(2) 共 同住 宅等	ア 住 戸の 部分	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円
				建築物の総戸数が2戸以上5	6,600円
				戸以下のもの	
				建築物の総戸数が6戸以上10	11,000円
				戸以下のもの	
				建築物の総戸数が11戸以上25	19,000円
				戸以下のもの	
				建築物の総戸数が26戸以上50	32,000円
				戸以下のもの	
				建築物の総戸数が51戸以上100	58,000円
	戸以下のもの				
	建築物の総戸数が101戸以上	93,000円			
	200戸以下のもの				
建築物の総戸数が201戸以上	122,000円				
300戸以下のもの					
建築物の総戸数が301戸以上の	134,000円				
もの					
54条 第1 項各 号に 掲げ る基 準に 適合	イ 共 用部 分	当該部分の床面積の合計が300	6,500円		
		平方メートル以内のもの			
		当該部分の床面積の合計が300	11,000円		
平方メートルを超え1,000平方					
メートル以内のもの					
当該部分の床面積の合計が	18,000円				
1,000平方メートルを超え					
2,000平方メートル以内のもの					

して
いる
こと
を示
す書
類が
提出
され
た場
合

	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の	88,000円
	当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のも の	112,000円
	当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超える もの	140,000円
ウ 非 住宅 の部 分	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以内のもの	6,500円
	当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	11,000円
	当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	18,000円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	56,000円
	当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも	88,000円

		の	
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
		の	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
(3)	(1)	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	6,500円
	及び		
	(2)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円
	以外の		
	建築物	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
		建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	56,000円
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	88,000円
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	112,000円
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円
2	1	(1) 一	誘導仕様基準による場合
			15,000円

以外 の場 合	戸建 て住 宅	誘導仕様基準以外による場合		18,000円	
		(2) 共 同住 宅等	ア 住 戸の 部分 様 基 準 に よ る 場 合	誘導	建築物の総戸数が1戸のもの
	仕様			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	27,000円
	基準			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	40,000円
	に			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	56,000円
	よ			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	85,000円
	る			建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	128,000円
	場			建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	184,000円
	合			建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	241,000円
				建築物の総戸数が301戸以上のもの	278,000円
	誘導			建築物の総戸数が1戸のもの	18,000円
	仕様			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	37,000円
	基準			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	52,000円
	以			建築物の総戸数が11戸以	74,000円

	外 に よ る 場 合	上25戸以下のもの	
		建築物の総戸数が26戸以 上50戸以下のもの	108,000円
		建築物の総戸数が51戸以 上100戸以下のもの	159,000円
		建築物の総戸数が101戸以 上200戸以下のもの	221,000円
		建築物の総戸数が201戸以 上300戸以下のもの	291,000円
		建築物の総戸数が301戸以 上300戸以下のもの	342,000円
		建築物の総戸数が301戸以 上300戸以下のもの	
		建築物の総戸数が301戸以 上300戸以下のもの	
イ 共 用部 分	分	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以内のもの	57,000円
		当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	72,000円
		当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	96,000円
		当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	156,000円
		当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のも の	205,000円
		当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え	247,000円

		25,000平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	290,000円
	ウ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	123,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	290,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	361,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	427,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円
(3)	(1)	建築物の延べ面積が300平方メートル	123,000円

	及び	以内のもの	
	(2)以	建築物の延べ面積が300平方メートル	154,000円
	外の	を越え1,000平方メートル以内のもの	
	建築	建築物の延べ面積が1,000平方メートル	198,000円
	物	を越え2,000平方メートル以内のもの	
		建築物の延べ面積が2,000平方メートル	290,000円
		を越え5,000平方メートル以内のもの	
		建築物の延べ面積が5,000平方メートル	361,000円
		を越え10,000平方メートル以内のもの	
		建築物の延べ面積が10,000平方メートル	427,000円
		を越え25,000平方メートル以内のもの	
		建築物の延べ面積が25,000平方メートル	491,000円
		を超えるもの	

別表第3の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表8の2の項に掲げる事務	認定申請のとき
----------------	---	---------

<p>向上 に関 する 法律</p>	<p>手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額)に相当する額を加えた額)</p>			<p>。</p>
<p>第35 条第 1項 の規 定に 基づ く建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能向 上計 画の 認定 の申 請に 対す る審 査</p>	<p>1 申 請に 併せ て建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 の向 上に 関す る法 律第 35条 第1 項各 号に 掲げ る基 準に 適合 して</p>	<p>(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）</p> <p>(2) (1) ア 住宅部 分 (建 築物 のエ ネル ギー 消費 性能 の向 上に 関す る法 律第 35条 第1 項各 号に 掲げ る基 準に 適合 して</p>	<p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>5,100円</p> <p>9,700円</p> <p>21,000円</p> <p>46,000円</p> <p>81,000円</p>

いることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

部分をいう。以下この表において同じ。)

イ 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000円

2 1 以外 の場 合	(1) 一 戸建 て住 宅	誘導仕様基 準による場 合	当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル未満の もの	20,000円	
			当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル以上の もの	22,000円	
		誘導仕様基 準以外によ る場合	当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル未満の もの	34,400円	
			当該住宅の床面積の合計 が200平方メートル以上の もの	38,400円	
	(2) (1) 以外 の建 築物	ア 住 宅部 分	誘導 仕様 基準 によ る場 合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満の もの	38,000円
				当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	66,000円
				当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	118,000円
				当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 のもの	179,000円
			誘導 仕様	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満の	69,100円

	基準 以外 によ る場 合	もの 当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	116,000円
		当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	196,000円
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 のもの	281,000円
イ 非 住宅 部分	モデル建 物法 (一 次エ ネル ギー 消費 量の 算出 に用 いる べき 標準 的な 建築	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満の もの 当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の もの 当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの 当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの 当該部分の床面積の合計	87,100円 110,700円 145,700円 235,700円 309,000円

				物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出	が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円	

に用
いる
べき
もの
とし
て国
土交
通大
臣が
定め
る建
築物
を用
いて
評価
する
方法
をい
う。建
築物
のエ
ネ
ルギ
ー消
費性
能の
向上
に関
する

法律
第36
条第
1項
の規
定に
基づ
く建
築物
エネ
ルギ
ー消
費性
能向
上計
画の
変更
の認
定の
申請
に対
する
審査
の項
にお
いて
同
じ。
)に

よる 場合		
標準 入力 法等	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満の もの	227,100円
(実 際の 設計 仕様	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の もの	284,400円
の条 件を 基に 算定	当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	367,100円
した 一次 エネ ルギ	当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	523,700円
一消 費量 及び 屋内	当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	646,000円
周囲 空間 の年 間熱	当該部分の床面積の合計 が10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未 満のもの	763,000円
負荷 を用 いて 評価	当該部分の床面積の合計 が25,000平方メートル以 上のもの	871,000円

する
方法
をい
う。
建築
物の
エネ
ルギ
ー消
費性
能の
向上
に関
する
法律
第36
条第
1項
の規
定に
基づ
く建
築物
エネ
ルギ
ー消
費性
能向
上計

				画の変更の認定の申請に対する審査の項において同じ。)による場合	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表8の2の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>			変更認定申請のとき。
1	申請に	(1)	一戸建て住宅	3,700円	
		(2)	(1) ア 住 当該部分の床面積の合計が300平	6,900円	

1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として	以外 の建築物	宅部分	方メートル未満のもの	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円
	イ 非住宅部分			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円

					が定めるものが提出された場合
2 1 以外 の場合	(1) 一 戸建て住宅	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円	
		誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円	
			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円	
	(2) (1) 以外の建築物	ア 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				83,000円	

		もの	
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 のもの	125,000円
	誘導 仕様 基準	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満の もの	48,500円
	以外 によ る場 合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	81,000円
		当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	138,000円
		当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 のもの	197,000円
イ 非 住宅 部分	モデ ル建 物法	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満の もの	61,100円
	によ る場 合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の もの	77,600円
		当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の	102,100円

	もの	
	当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	165,100円
	当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	216,000円
	当該部分の床面積の合計 が10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未 満のもの	260,000円
	当該部分の床面積の合計 が25,000平方メートル以 上のもの	305,000円
標準 入力 法等 によ る場 合	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満の もの	159,100円
	当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の もの	199,200円
	当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	257,100円
	当該部分の床面積の合計	366,700円

				が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	
				当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	453,000円
				当該部分の床面積の合計 が10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未 満のもの	535,000円
				当該部分の床面積の合計 が25,000平方メートル以 上のもの	610,000円

別表第3建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項中「ア性能基準」を「性能基準」に、「第1条第1項第2号イ(1)(i)及び」を「第1条第1項第2号イ(1)及び」に、「イモデル住宅法」を「モデル住宅法」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「ウ仕様基準」を「仕様基準」に改め、「同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、「(ア)性能基準」を「性能基準」に、「第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「(イ)フロア入力法」を「フロア入力法」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「(ウ)仕様基準」を「仕様基準又は誘導仕様基準」に、「(ア)モデル建物法」を「モデル建物法」に、「(イ)標準入力法等」を「標準入力法等」に改め、同表備考第1項中「の(イ)」を削り、同表備考第11項中「向上計画認定申請手数料等」の次に「(誘導仕様基準以外による場合に限る。）」を加え、同表備考第12項中「建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料」を「向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。）」又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申

請手数料」に改め、「仕様基準」の次に「又は誘導仕様基準」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。